

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	患者に対する入浴特例の許可		
根拠法令の名称・根拠条項	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第4条		
基準法令名	公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第5条		
所管部室課名	健康医療部衛生管理課		
審査基準	公衆浴場法施行規則第5条に規定する入浴許可の事由に該当することを基準とする		
標準処理期間	<p>文書が提出先に到達した日の翌日から10日間 ただし、次の期間は含まれない。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(2) 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等</p>		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部衛生管理課	10日間
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最終改正年月日	令和2年4月1日		

参考

[根拠法令]

《公衆浴場法》

第4条 営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

[基準法令]

《公衆浴場法施行規則》

第5条 次に掲げる場合は、法第4条ただし書の規定により都道府県知事の許可を受けて、同条に規定する患者（以下「患者」という。）を入浴させることができる。

- (1) 温泉を使用する公衆浴場で、その温泉が法第4条に規定する伝染性の疾病に対して療養効果があると認められ、かつ、患者用の入浴施設が別に設けられている場合
- (2) 潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場で、患者用の入浴施設が別に設けられている場合